

山梨県自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要領

第1 趣旨

自立支援医療費（更生医療）支給認定（以下「支給認定」という。）についての事務手続及び運営等については、法令、通知（自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。（以下「実施要綱」という。））等）によるほか本要領によるものとする。

第2 支給認定の申請

1 実施要綱第3-1に規定する申請にあたって必要な医師の意見書は、障害ごとに以下の様式により作成するものとする。

- (1) 自立支援医療（更生医療）意見書（肢体不自由/視覚/聴覚・平衡/音声・言語・そしゃく/小腸用）【様式第2(1)号】
- (2) 自立支援医療（更生医療）意見書（心臓機能障害用）【様式第2(2)号】
- (3) 自立支援医療（更生医療）意見書（免疫機能障害用）【様式第2(3)号】
- (4) 自立支援医療（更生医療）意見書（じん臓機能障害 新規用）【様式第2(4)号】
- (5) 自立支援医療（更生医療）意見書（じん臓機能障害 再認定・内容変更用）【様式第2(5)号】
- (6) 自立支援医療（更生医療）意見書（肝臓機能障害用）【様式第2(6)号】

2 意見書を作成する医師は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関で更生医療を主として担当する医師又は歯科医師として県が承認した者（以下「担当医師」という。）であること。

3 市町村長（更生医療支給認定の事務を委任された福祉事務所の長を含む。以下同じ。）は、実施要綱第3の規定による更生医療支給認定の申請（以下「申請」という。）を受理したときは、次のことについて確認すること。

- (1) 身体障害者手帳（以下「手帳」という。）を保有している18歳以上の者であること
- (2) 申請月日が手帳の交付日以降であること
- (3) 申請月日が更生医療開始日前（同日を含む）であること
- (4) 更生医療の対象となる障害が手帳に記載されていること
- (5) 意見書は、担当医師が作成したものであること

4 市町村長は、自立支援医療（更生医療）判定依頼書（以下「判定依頼書」という。）【様式例第1号】に次の関係書類を添付し、更生医療開始日前（同日を含む）に山梨県障害者相談所長（以下「相談所長」という。）に更生医療の要否等についての判定（以下「判定」という。）を依頼すること。

- (1) 自立支援医療（更生医療）意見書の写し
- (2) 手帳の写し
- (3) 特定疾病療養受療証の写し（腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合に限る）

第3 手帳を保有していない者からの申請【同時申請】

- 1 現に手帳を保有していない者から更生医療の申請と同時に手帳の申請があった場合、市町村長は、手帳を保有している者とみなし、相談所長に判定を依頼できるものとする。
- 2 前項において、市町村長は、更生医療の支給を要する身体状態で、手帳が申請されていることを確認すること。

第4 更生医療の要否の判定

- 1 実施要綱第4-1に規定する判定書の様式は、【様式第1号】による。
- 2 支給認定の有効期間内における次の内容は、市町村長が相談所長に依頼せず認定することができる。
 - (1) 県外や県内各市町村からの転入
ただし、転出した市町村から支給決定時医師意見書の提供を受け、有効期間内に支給決定を行う場合に限る。
 - (2) 同一医療機関における入通院の変更
 - (3) 人工透析を受ける回数の変更
 - (4) 更生医療を受ける医療機関の変更
 - (5) 再認定の判定のうち、次に掲げる医療の支給期間の延長
ただし、病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できる場合に限る。
 - a 腎臓機能障害に対する人工透析療法
 - b 心臓・腎臓・肝臓の機能障害による移植術後の抗免疫療法
 - c ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に対する抗 HIV 療法、免疫調整療法
 - d 小腸機能障害に対する中心静脈栄養療法

第5 更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更

- 1 市町村長は、実施要綱第6-1の規定による再認定の申請を受理したときは、判定依頼書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付し、支給認定の有効期間終了前に相談所長に提出すること。
ただし、本要領第4-2(5)については、病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できる場合、当該意見書を省略することができる。
- 2 市町村長は、実施要綱第6-2の規定による医療の具体的方針の変更の申請を受理したときは、判定依頼書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付し、有効期間終了前に相談所長に提出すること。

第6 緊急手術の取り扱い

1 次の事項に関する緊急的な手術は、事前申請が困難であることを考慮し、特例的に取り扱うこととし、県障害福祉課と協議のうえ判定を行うものとする。

(1) 心臓の緊急手術

(2) 脳死や献体からの臓器移植（角膜・肝臓・腎臓・心臓）

なお、生体移植術は計画的に実施できるものであることから緊急手術の取り扱いは行わない。

2 緊急手術の対象者は、18才以上で更生医療の対象となる障害の手帳を保有する者に限る。なお、手帳との同時申請は認めない。

第7 判定の取り下げ

市町村長は、本要領第2-4の規定により相談所長に提出した判定依頼を取り下げる場合、自立支援医療（更生医療）判定依頼取り下げ書【様式例第2号】を相談所長に提出すること。

附 則

この要領は、令和6年12月11日から施行する。